

藤沢市教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 2023 年（令和 5 年）3 月 17 日（金）
午後 5 時 00 分
場 所 本庁舎 8 階 8－1・8－2 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議事及び請願
 - (1) 議案第 43 号 学校プール集約化に関する方針について
請願(1) 藤沢市学校プール集約化に関する方針（案）についての請願
- 5 議 題
 - (1) 教育長職務代理者の指名について
- 6 議 事
 - (1) 議案第 44 号 市指定天然記念物の指定解除について
 - (2) 議案第 45 号 藤沢市文化芸術振興計画 2028 の策定について
 - (3) 議案第 46 号 社会教育関係事務のあり方について（諮問）
 - (4) 議案第 47 号 藤沢市学校事故措置委員会委員委嘱について
 - (5) 議案第 48 号 藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
 - (6) 議案第 49 号 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について
議案第 50 号 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
議案第 51 号 藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について
 - (7) 議案第 52 号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
議案第 53 号 藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について
議案第 54 号 藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
 - (8) 議案第 55 号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 7 その他
 - (1) いじめ重大事態の調査結果の報告について
- 8 閉 会

出席委員

1番 岩本 將宏
2番 市村 杏奈
3番 飯盛 義徳
4番 種田 多化子
5番 石井 由佳

出席事務局職員

教育部長	峯 浩 太 郎	生涯学習部長	板 垣 朋 彦
教育部参事	近 尚 昭	教育部参事	伊 藤 雅 浩
生涯学習部参事	横 田 隆 一	学校施設課長	鳥 生 学
学務保健課長	宇 野 匡	スポーツ推進課長	高 田 美 彦
郷土歴史課長	菊 地 誠	文化芸術課長	井 澤 邦 章
教育総務課主幹	藤 田 健 司	教育指導課主幹	上 西 宏 明
生涯学習総務課主幹	田 高 敏 也	生涯学習総務課主幹	峯 千 鶴
教育総務課課長補佐	田 中 富 子	学校施設課課長補佐	木 下 尊 人
生涯学習総務課課長補佐	山之内 朋 子	生涯学習総務課課長補佐	村 田 裕 治
スポーツ推進課課長補佐	岡 本 竜 馬	文化芸術課課長補佐	齊 藤 雅 子
教育指導課指導主事	植 松 梢	教育指導課指導主事	林 理 絵
学務保健課指導主事	瀬 戸 久 子	郷土歴史課学芸員	芦 葉 抄 苗
書 記	石 田 芳 輝		

岩本教育長 ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開催いたします。
本日も新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、4番・種田委員、5番・石井委員に
お願ひしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・種田委員、5番・
石井委員にお願ひいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。
何かありますか。
特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

それでは、このとおり了承することといたします。

議事等に入ります前に、議案第55号「教育委員会事務局職員の人事異
動については、人事に関する事案にあたるため、また、その他(1)「い
じめ重大事態の調査結果の報告について」は、個人情報に係わる案件で
あるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項
ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかが
でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第55号及びその他については、後ほ
ど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 次に、本日上程する議案に関する請願が提出されておりますので、議事
の運営上、議案第43号と請願を一括して審議をしたいと思ひます。

審議の進め方についてですが、まず、議案第43号「学校プール集約化
に関する方針について」を上程し、事務局の説明を受けたいと思ひます。

その後、請願について書記からの説明を受け、請願者の意見陳述の可否
の決定、許可した場合の請願者の意見陳述を行い、改めて請願に対する事
務局の説明を受けた後、一括して審議を行ってまいりたいと思ひますが、
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 43 号「学校プール集約化に関する方針について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

鳥生学校施設課長 議案第 43 号「学校プール集約化に関する方針について」、ご説明いたします。(議案書及び資料参照)

本市立学校における既存のプールについては、昭和 40 年代から校舎の改築等と合わせて全校に設置し、現在、学校敷地内のプールで水泳授業が行われておりますが、学校プールの約 7 割が設置から 40 年以上経過し、老朽化が進んでおります。また、学校プールで水泳授業を行うためには施設の適切な維持管理や改修にかかる財政上の負担のほか、日常的に水質管理を行う教職員の負担が課題となっております。他市等では同様の課題に対応するため、学校外のプールで水泳授業を行うなど、学校プールを集約化する取組が実施されております。教育委員会ではこの課題に取り組むため、今年度当初から小中学校の校長及び教員の代表、教育委員会関係課で構成する「学校プール施設集約化検討会議」を立ち上げ、水泳授業の継続的な実施を前提として、学校プールの現状と課題を整理するとともに、学校プールの集約化に向けた検討を進めてまいりました。この検討を踏まえ、このたび一定の方針がまとまりましたので、「学校プール集約化に関する方針」として策定するものです。

1 本方針の概要

(1) プール集約化の手法の検討については、本市立学校における水泳授業への影響を考慮する中で、学校プールの維持管理にかかる費用及び負担の軽減を図る観点から 3 つのプール集約化手法を検討いたしました。

それではプール集約化手法ごとの取組内容、メリット、デメリットの表をご覧ください。プール集約化の手法の 1 つ目として、「既存の学校プールを複数の学校が共同で利用する手法」で、メリットとしては、維持管理等の費用及び清掃や管理にかかる作業負担の軽減が見られます。また、デメリットといたしましては、複数校での日程調整や移動時間の確保、水位調整が必要となるなどが見られます。

2 つ目の手法は市営プールを活用する手法です。メリットとしては維持管理等の費用がかからない。清掃や管理にかかる作業負担がない。屋内温水プールの利用により季節や天候によらず長期間の水泳授業が実施でき、管理者の監視等を受けることもできるなどが挙げられます。また、デメリットとしては、管理者との協議、調整、費用負担が必要となるほか、移動距離によりバス等の交通手段の確保及び費用負担が必要となるなどが挙げられます。

3 つ目の手法としては、民間プールを活用する手法です。メリット、デ

メリットは、ともに市営プールと同様ですが、デメリットに民間事業者の経営や運営状況により、プール活用の中止や撤退の可能性があることが加わります。また、3つの手法共通のメリットとしては、学校プールを解体した場合、跡地は多用途に転用できることが挙げられる。デメリットとしてはプールを廃止した学校では、授業外のプールを利用できなくなるほか、災害時におけるプール水の二次利用ができなくなるなどが挙げられます。これらの手法を学校ごとの条件や状況に合わせながら、プールの集約化を進めてまいりたいと考えております。

(2) プール集約化にかかる検討事項ですが、ア 学校における水泳授業の必要性については、学習指導要領に基づいた水泳指導が適切に実施できるよう、全校で水泳授業を継続することが必要であり、海に面する本市の地理的条件を踏まえると、水泳指導により基礎的な泳力を身に付けることはもとより、水の事故を未然に防ぐ思考力を育む必要性は高いものと考えております。

イ 水泳授業の実施時間数の目安ですが、文部科学省発行の「水泳授業の手引き」やこれまでの各校での実施状況をもとに、概ね6から10単位時間といたしました。

ウ 水泳授業の実施にかかる費用比較ですが、今後30年間に想定される学校プールの維持管理等にかかる概算費用は、水道使用料、保守管理費、施設更新費用等を合計し、1校当たり年間583万円と試算いたしました。また学校プールの利用料にかかる概算費用は、事業者ごと、児童生徒数により費用は異なりますが、施設利用料、監視・緊急対応等を含めた費用といたしまして、市営プールの場合は年間約120万円、民間プールの場合は年間約220万円と試算いたしました。これらの概算費用も視野に入れたプール集約管理手法も検討してまいりたいと考えております。

エ 移動時間・移動距離の目安ですが、他の教育課程に影響がないよう考慮する必要があることから、移動時間の短縮化及び効率化を図るため、児童生徒の移動を入れ替え制で実施することとし、その目安を片道15分程度、徒歩の場合は700メートル以内、バスの場合は3キロメートル以内といたしました。

(3) 今後の学校プール集約化の実施では、ア 今後のスケジュールですが、本日の会議においてこの方針をご決定いただきましたら、来年度から各集約化手法による試行事業を実施し、検証及び課題整理を行う予定です。合わせまして、各校の意向及び条件整理を進め、令和6年度以降は順次、各集約手法による水泳授業を実施してまいりたいと考えております。

イ 学校ごとのプール集約化手法の検討については、学校ごとに意向

や条件整理を行い、プール集約化の可能性が見込まれる学校について、手法の検討を開始いたします。

ウ 集約化の対象外となった学校への対応では、検討の結果、集約化の対象外となり、自校プールを継続的に使用する学校については、適切な維持管理、改修整備を計画的に実施してまいります。

エ 学校再整備事業における学校プールの整備では、まずはプール集約化の手法を検討し、検討の結果、利用できるプール施設がない場合に、学校プールの更新を検討することとします。

(4) 学校プールの廃止にかかる対応では、ア 学校プール開放事業への対応については、生涯学習部との協議を進めるとともに、プール開放事業に従事されている各地区の社会体育振興協議会等と調整を図ってまいります。

イ プール水の二次利用（消防・災害用）への対応では、消防局及び防災安全部等との協議を進めるとともに、地域住民等で構成する「避難施設運営委員会」と調整を図ってまいります。また、プールを解体する場合は必要に応じて防火水槽等の設置を検討してまいります。

2 学校プール集約化に関する方針（案）については、別冊資料2のとおりですので、後ほどご覧くださいませよう、お願いいたします。以上で、「学校プール集約化に関する方針」についての説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、「藤沢市学校プール集約化に関する方針（案）についての請願について」、書記の説明を求めます。

石田教育総務課主幹 「藤沢市学校プール集約化に関する方針（案）についての請願」についてご説明いたします。

請願者は、松本一郎氏、住所は記載のとおりでございます。

請願内容については、議案書5ページの請願書に記載のとおりです。なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申出がありましたので、ご報告申し上げます。

岩本教育長 書記の説明が終わりました。藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項において、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる」と規定されております。請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いいたします。

市村委員 「委員会が認めた場合においては、教育長の許可する時間内において事情を述べるができる」という規定がありますので、私は陳述を受けてもいいかと思っています。

飯盛委員 私も同じ意見です。
種田委員 私も同じ意見です。
石井委員 私も同様に思います。
岩本教育長 それでは、請願者からの意見陳述については、許可するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、請願者からの意見陳述については許可することといたします。
請願者の方は意見陳述席までお願いいたします。

(請願者着席)

それでは、意見陳述について説明いたします。請願者は、冒頭、自己紹介をしていただきまして、本請願における意見陳述を5分以内でお願いいたします。陳述は着座のままお願いをいたします。4分の時点でベルが1回、5分になりましたら、ベルが2回鳴りますので、ベルが2回鳴ったら、速やかに終了をお願いいたします。意見陳述が終了いたしましたら、請願者席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議を行います。

それでは、ただいまから請願者の意見陳述をお願いいたします。

松本一郎氏(請願者) ただいまご紹介いただきました「みんなの教育・ふじさわネット」代表の松本一郎です。本日は、意見陳述の機会を与えていただきありがとうございます。

「みんなの教育・ふじさわネット」は、藤沢の子どもたちが健やかに育つ環境を市民としても協力してつくっていきけるようにと取り組んでいる市民団体です。本日は「藤沢市学校プール集約化に関する方針(案)について」という請願を提出しました。私たちは2月21日の藤沢市議会子ども文教常任委員会の議題に、急に「藤沢市学校プール集約化に関する方針(案)について」があることを知り、驚いて傍聴しました。1校に1プールは、藤沢の優れた教育環境の大きなものです。子どもたちが心配なく水泳の授業を受けることができます。社会体育の見地からも学校プールは地域住民に開放されてきた経過があります。今回、子どもたちの教育にどんな意味を持っているのかが議論されないまま、財政上の負担で集約化に向けた方針を決定することは問題だと思います。

まず、移動の問題は、夏場の暑い中では熱中症になること、これは低学年の小学生たちにはかなり負担が生じます。移動時に歩道がない道路を通行することも考えられ、交通事故が起きないか、子どもだけでなく引率する教員も安全に気配りしなければなりません。着替えの時間も生じ、実際にプールでの利用時間は大幅に減少します。また、民間のプールは経営難によって利用不可能になる事態が生じた場合、その代替案が必要になり、

すぐに対応することは困難で、その間、利用ができない実態が生じると思われます。近隣校でプールを利用し合う場合も、時間の調整、水深、水位の調整もその都度検討しなければならない等々があります。子どもたちの立場に立つと、学校プールの集約化は困難点の方がはるかに多いと思われれます。この問題は子どもたちの保護者や市民には全く知らされていません。先生方も一部のメンバーによってのみ検討されているのではないのでしょうか。財政難・集約化が先にありき、そのための試行という方針では納得できません。集約化が出てきたときこそ、子どもたちの教育的観点、社会教育、防災の観点で議論し、逆に財政的な支援を求めていくべきではないのでしょうか。毎回、教育委員会を傍聴した限りにおいては、教育委員の皆さんが、学校プールに関しては議論されていないのではないのでしょうか。方針案そのものを問い直していかれるようお願いいたします。保護者も加わった公開の討論会を設置し、教育的な審議をしていただきたく要望いたします。他の市町村で集約化した現状も調べていただきたいと思います。私たちは3月定例会だけで方針が決定されることには納得できません。1校1プールという恵まれた藤沢市の教育環境を守るべく、時間をかけて議論をしていただくことを要望いたします。以上で、請願提出の説明を終わります。

岩本教育長

ありがとうございました。

請願者は請願者席までお戻りください。

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

鳥生学校施設課長

それでは、「藤沢市学校プール集約化に対する方針（案）についての請願」について、ご説明申し上げます。本請願の趣旨は、公教育としての教育的な視点で十分に議論し、財政的な視点だけではなく、子どもたちにとって何が大事なのかという観点で、子どもたちの声を聞き取りながら、保護者を加えた公開の検討委員会を設置し、教育的な審議をすることを求めるとともに、本方針（案）を再考することを求めるものでございます。

請願理由は、「学校プール施設集約化検討会議」のメンバーに保護者が入っていない。市の財政的な負担面のみを検討した会議結果となっている。また、1校に1つのプールがあることは学校教育の大切な柱となっているほか、地域住民や市民にとっては社会教育及び防災拠点としての面から大切な役割を果たしているためとされており。なお、今後も継続的に学習環境の維持・改善を図るためには将来にわたる財政負担軽減の観点は不可欠であると考えておりますが、本方針（案）の実際に当たっては、財政的観点だけではなく、水泳授業の必要性や他の教育課程への影響を押さえる観点からも検討を行っております。

また、学校プールが社会教育や防災機能の面においても重要であることは認識しており、学校プールを使用しなくなることで生じる課題については、社会体育振興協議会や避難施設運営委員会など、地域の方々と調整を図る中で、代替策を検討するなど、個別の状況に応じて対応していくこととしております。

教育委員会といたしましては、まずは令和5年度に少数の学校で試し、その後、児童生徒及び保護者の皆様にもご意見を伺い、結果の検証及び課題を整理した上で、今後に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。以上で、「藤沢市学校プール集約化に関する方針（案）についての請願について」の説明を終わらせていただきます。

岩本教育長 請願に対する事務局の説明が終わりました。これから議案第43号及び請願を一括して審議をいたします。

まず、議案第43号及び請願につきまして、事務局に対する質問がありましたら、お願いいたします。

市村委員 請願者の方がおっしゃっていることはごもっともだと思っています。私も保護者の代表として教育委員をさせていただいておりますが、やはり保護者の意見も取り入れていってほしいという願いがあります。保護者へのヒヤリングというか、ご意見を聞いたりというところは、これからやるというふうには先ほどご説明いただいたので、今後の話になるのかなとは思っておりますけれども、学校現場の先生等でいろいろな意見が出ているのかなと思っております。今の時点でどういった意見が出ているか教えてくださいいただけますか。

鳥生学校施設課長 教職員の方々にご意見をお伺いしたところ、実際にプールの授業をやる際の監視体制をしっかりとれたらいいなということですか、移動の際には見守りの体制が必要であるというところのご意見、それから熱中症対策なども移動の際に配慮が必要というようなこともいただいているところですが。また、一方で日々プールの管理をしているわけですが、清掃をしたり、塩素を投入したりという作業がなくなるというところは非常にありがたいというふうなお話を聞いております。

市村委員 もちろんメリットもあるところはあると思うのですが、そういった安全面、健康面の部分で懸念がある点については、検討していないわけではなくて、今後もそこを踏まえて何か問題があるようだったら、無理に集約しないというような方針でやっていくという認識で合っていますか。

鳥生学校施設課長 おっしゃるとおり、移動に際して児童生徒に負担がかかるということは極力避けなければいけないと思っています。それから交通などの安全面に関しては学校ボランティアさんにご協力いただくとか、地域の青少年

育成協議会ですとか、交通安全対策協議会ですとかボランティア協会ですとか、そういった方々もいらっしゃいますし、そういう方にご協力をお願いしていくということもできますし、また、学校の中で体制を整えていくということもご検討いただいているということもございます。

市村委員
種田委員

疑問点が解消できました。

3点ほどご質問させていただきたいと思います。1点目は、請願者もおっしゃっていましたが、今年度当初に検討会議が立ち上げられ、今年度の終わりに案を可決して進めていこうとおっしゃっているところが、早急に検討して、急いでいらっしゃるということでしょうか。また、急ぐときに保護者とか子どもたちの意見を聞かないで進めているというところが、市民の方にとっては、特に教育行政に関心のある方にとっては、どうしたことだろうと思われたのだと思います。今までの経緯をちょっと教えていただきたいのが1点。

2点目は、もしこの集約化の方針案が採択された場合、令和5年度に進めていかれると思うのですが、その場合の進め方について、どのような方法で進めていかれるのかということをお尋ねしたいと思います。

最後は、一番最後の方にもありましたが、学校プールを廃止した場合の学校プールの開放授業というのを地区の社会体育振興協議会がコロナで3年間できていないかもしれませんが、それまでは毎年活動していたけれども、それを調整するとおっしゃっていましたが、どのように調整を図るのでしょうか。活動するプールがないわけですので、そこを知りたいのと、プール水の二次利用も災害、消防について水を確保というところで、学校のプールの水がない場合にどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

鳥生学校施設課長　まず、今回の方針（案）の立案に至る経緯ですけれども、どうしても学校施設の老朽化の面が激しいというところで、我々、日々、維持管理している立場にとっては非常に厳しい状況があったというところがありました。そういう状況が去年、初めて起こったわけではなくて、ここ数年来の課題となっておりました。ですから、他の自治体でも進めているところはたくさんありますけれども、そういったところの事例の研究などしながら、数年かけて準備をしてきたというところはあります。会議については、今年度初めに立ち上げましたけれども、当初、民間事業者、それから市営プールについても最初に聞き取りをしました。その際、最初から受入れに前向きな回答をいただきましたので、これは早く進められそうだなというところで着手をいたしまして、会議を設置をして、十分これはできるだろうというところで、この1年間でまとめてきたというところです。

それから進め方ですけれども、3つの手法をお示しいたしましたが、まずはそれぞれの手法で1カ所ずつ取り組んでいきたいと考えております。一番条件のよさそうなところの学校と相談をさせていただいている段階ですので、今この場所であるということは今、申し上げられませんけれども、それぞれの手法で取り組めるところを令和5年度初めからやっていきたい。それぞれの場所は市営プールだったり、民間プールだったり、学校が隣同士であったりということで、移動に極力迷惑がかからない場所というところで考えておりました、まず試行してみたいというところがございます。

それから廃止した場合の対応というところですが、社会体育振興協会の方々にはこれまでもお世話になりまして、地域の方に貢献していただいているところです。この部分は大切にしなければいけないというところで、まだ結論は出ておりませんが、例えばほかの小学校、中学校でできないかとか、変わりの方法がないかというところを生涯学習部とも相談しながら、今、検討を進めているところです。

それから防災や消防についての水の確保という部分ですが、これも消防の防災サイドと協議をしております、そういった面で水が必要というところは意見を聞いておりますので、使わなくなったからといってすぐに壊してしまうということではなくて、周辺に十分な水源が確保できるという状況が確認できれば、取り壊すということもあるのですが、そういったところは十分に配慮しながら水の確保は今後も行っていきたいということで考えております。

種田委員 ご説明の中で、もうちょっとご説明いただきたいと思うところがありまして、来年度試行事業を進めるに当たって、どのような方に意見を聞くのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

鳥生学校施設課長 保護者の方、子どもたち、教職員の方々にそれぞれご意見を聞いていきたいと思っております。

種田委員 じっくりご意見を聞いて、子どもたちの水泳の授業が適切にできるようにお願いしたいと思います。

飯盛委員 請願者の方のご意見、子どもたちのことを考えておっしゃっていただいたと思っています。今、一部説明がありましたけれども、財政問題の解決だけではなくて、教育的なこともちよつとあったと思います。今のところ考えられる子どもたちの教育に対するメリットというものはどういふところにあるとお考えですか。

鳥生学校施設課長 まず学習指導要領で水泳授業というのはこういうものであるという項がありますので、そこは変わりません。場所が移っても学校授業自体は

先生方が行っていくというところで、これはもう変わりはありません。例えば民間プール、市営プールもそうですが、屋内でできるというところですので、環境的にも衛生的にもいいところで授業ができるということとか、これまで悪天候でプール授業が中止になって、当初計画していた回数ができなかったということもあると聞いておりますので、そういった面で計画された授業数が実施できるところ、そういう面で教育的には担保されるかなと考えております。

岩本教育長

事務局への質問は以上でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次に請願・議案に対する各委員からのご意見をお願いします。

市村委員

ご説明をいろいろ聞いた上で、私は方針を変える必要はないと思っておりますが、幾つか教育委員会の方でやらなければいけない宿題といったものはあると考えています。「学校プール集約化に関する方針(案)」の資料を見させていただくと、請願者の方がご心配するような財政的な話がメインになってしまっているかなという印象を受けました。子どもたちにとって、集約化することによってどういった影響があるのか、どういったメリットというか、今までと変わらず学校教育としてプールの授業ができるというところが余り書いてないので、これを見た方がご心配されるのかなと感じました。そういったところを今後、きちんと盛り込んでいただくとか、それから話はずれるのですけれども、こういう方針でいきますという直前に、市民の皆さんに出されても、急にそんな話となってしまうのは仕方ないかなと思っております。先ほどご質問に答えていただいたように、前から検討していましたということであれば、きちんと固まってから市民の皆さんにお伝えしようと思われた、その気持ちはよくわかるのですが、完全に決まってから市民の皆さんに展開しなくても、その前の段階で、こういう課題があって、こういう検討を教育委員会の方ではしていますよという情報は展開してもいいのではないかなと思っております。その中で、そういう課題があるんだなと認識された市民の方々がご意見をくださったりしますので、そういった意見を取り入れていくという意味でも早めにしていくべきだと思いましたので、このプールの集約化のことに限らず、今後、こういう検討を教育委員会はしていますということは、情報として市民の皆さんに展開して行ってほしいと思います。そういったいろいろな宿題はあると考えておりますけれども、方針としては変える必要はないのかなと思っております。

種田委員

私もこの「学校プール集約化に関する方針」は進めていくべきだと思います。学校のプールを使える時期は短いですし、もし屋内の温水プールを

利用できるとなったら、期間的にも長いスパンで利用できる場所もあると思います。市民にもっと早く情報を開示していただきたいと思います。そういうことがなかったから、市民の方も、私どももびっくりしました。もう1つは請願項目の、子どもたちを第一に意見を聞いて、保護者にも意見を聞いて進めていっていただきたいと思います。

飯盛委員

私も市村委員、種田委員と同じく条件つきで議案に賛成いたします。先ほど申し上げたように、請願者の方の子どもに対する温かい眼差しは絶対に不可欠なものだと思います。今回、お話をお伺いをして、今回の集約化は、財政問題の解決だけではなくて、その背景に子どもたちの教育の質の向上にもつながっているということを伺いました。さらに、これをよく読んでみますと、あくまでいろいろと議論をしながら進めていくということを上程されているわけですので、そこをきちんと理解した上で、私は賛成いたします。ただ、請願いただいた方のおっしゃるとおりだと思いますので、条件と申し上げたのは、進めていく中で保護者とか、かかわるいろいろな方々の十分な理解を得て進めるということと、議論の過程を可視化して、どういったことが話し合われたことを見えるような形で開示していくことを条件とすれば、これは賛成させていただきます。

石井委員

先ほど、請願者の松本さんの話を伺って、一つひとつごもっともだと思いましたし、うなずける請願だと思います。ただ、事務局の説明を聞きますと、いろいろなタイプのを試してみて、トライ・アンド・エラーで、エラーがあっては困るのですが、その中からの問題点を見つけ出して、お子さん方、先生方、ご家族の方等のご意見をよく聞いて、その次のステップに進める。何が何でもゴリ押しするわけではないというお話も伺いましたので、お子さんとか市民の方々の思いを全く無にしないということではないと私は理解しましたので、この議案に関してはこのまま進めてよいのではないかと思った次第です。

岩本教育長

皆さんからのご意見をいただきましたので、採決に移りたいと思います。まず請願の採決から行いたいと思います。本請願について、皆さんのご意見をまとめますと、プールの老朽化が進む中で、子どもたちが安全な環境の中で水泳の授業を継続的に実施していくためのプール集約化であるということ、試行事業については、プール集約化のそれぞれの手法を実施していく中で課題を整理していくということであること、試行事業を始める目的は、子ども、保護者、教員の意見を聞いて検証していくことであつたと思います。そのようなことから検証の過程で、子どもたちや保護者又は教職員の意見を十分に聞くということ、子どもたちの安全、また教職員の負担に配慮した上で試行事業を実施するという、また、今後

は経過について丁寧にその都度説明していくということ、こういったことを意見として申し添えた上で、この請願につきましては、不採択というご意見でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決いたします。「藤沢市学校プール集約化に関する方針(案)についての請願」は、不採択ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、「藤沢市学校プール集約化に関する方針(案)についての請願」は、不採択といたします。

岩本教育長

次に、議案第43号の採決を行います。

議案第43号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第43号「学校プール集約化に関する方針について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、議題に入ります。

議題1「教育長職務代理者の指名について」審議いたします。(議案書6ページ参照)

この議案につきましては、飯盛現教育長職務代理者の任期が、2023年3月31日をもって満了となることから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定により2023年4月1日から2024年3月31日までの藤沢市教育委員会教育長職務代理者を指名するものです。

教育長職務代理者には、幅広い見識を有しておられます種田委員を指名したいと思っております。任期は2023年4月1日から2024年3月1日までの1年間といたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、種田委員から一言お願いいたします。

種田委員

ただいま教育長からご指名がありましたとおり、4月から私が教育長職務代理者を務めることになりました。私は教育委員はまだ2年生で、まだまだ未熟ですが、皆様に教えていただきながら、務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

岩本教育長

ありがとうございました。

この議題につきましては、以上といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議案第44号「市指定天然記念物の指定解除について」を上程いたしま

す。生涯学習部の説明を求めます。

菊地郷土歴史課長 議案第 44 号「市指定天然記念物の指定解除について」、ご説明いたします。(議案書 7 ページ参照)

今回、この議案を提出いたしましたのは、市指定天然記念物であるツカミヒイラギの枯死が確認されたため、「藤沢市文化財保護条例」第 10 条第 1 項の規定に基づき指定を解除するためです。今回の指定解除の対象物件であるツカミヒイラギは、江の島のサムエル・コッキング苑内に所在している樹木になります。指定の年月日は昭和 46 年(1971 年) 7 月 5 日、指定理由は、植物分類学の大家である牧野富太郎が昭和 8 年(1933 年)に命名した原木にあたり、学術上貴重で珍しいものであるというものでございます。樹齢については、記録がなく、定かではありませんが、指定当時で「約 100 年」とされておりました。平成 30 年(2018 年)に行いました樹木診断において、一部の枝の枯死や根元の腐朽が確認され、樹勢の衰退が報告されたことを受けて、対策を施すとともに、並行して挿し木による後継樹の育成を試みましたが、いずれも効果を上げることができず、令和 4 年(2022 年)に回復不能な枯死の状態であることを確認したことから、市指定天然記念物としての指定を解除するものです。以上、ご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 44 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員 この藤沢市の指定天然記念物ツカミヒイラギは、指定されてから平成 30 年までの間の経過は、どんな状況だったのか、もしおわかりになりましたら、教えていただきたいと思います。また、藤沢市の指定天然記念物は、どのくらいの数が指定されているのか、状況がわかりましたら、お願いいたします。

菊地郷土歴史課長 まず経過からご説明いたします。ツカミヒイラギにつきましては、サムエル・コッキング苑の灯台のすぐ下あたりに所在しているのですが、その前段ではサムエル・コッキング苑の入口の南側の広場あたり、コッキングの屋敷があったとされる場所に、初め所在しておりました。その後、植物園内の整備のために 2 回ほど移植されて、現在の場所に移ったという経過がございます。この移植も樹勢の衰退に影響があったというような報告を受けているところです。

次に、指定の樹木でございますが、天然記念物につきましては、現在、ツカミヒイラギも含めまして 8 物件指定がございます。慈眼寺にございます混生樹、あとはサムエル・コッキング苑内にある樹木ですとか、そういったものがございます。

種田委員 やはり移植というのは植物にとって影響が大きいんですね。状況がわかりました。

石井委員 今のお話をお伺いして、サムエル・コッキング苑内にはほかに天然記念物と言われているものが1つとか2つはあるということですか。

菊池郷土歴史課長 サムエル・コッキング苑内にはツカミヒイラギのほかにも3物件、天然記念物がございます。

飯盛委員 指定解除について、私は承知しました。こういった素晴らしい資源があって、ほかにももっとたくさんあるということですので、ぜひこういった素晴らしい資源をもっと子どもたち、そして市民の皆様に広く周知していくと、これは地域づくりの大きな資源になると思うので、そういった活用をこれからしていただければと思っています。

岩本教育長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第44号「市指定天然記念物の指定解除について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第45号「藤沢市文化芸術振興計画2028の策定について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

井澤文化芸術課長 議案第45号「藤沢市文化芸術振興計画2028の策定について」、ご説明いたします。(議案書10ページ参照)

今回、議案を提出いたしましたのは、「藤沢市文化芸術振興計画2028」の策定に当たり、「文化芸術基本法」第7条の第2項の規定により、教育委員会からの意見を聞く必要があるためです。

それでは、別紙資料によりご説明いたします。(資料参照)

1ページは、本市における文化芸術活動の充実と活性化などを目的として平成30年3月に策定いたしました「文化芸術振興計画」を現状に合わせた形に改定を行うものです。

2ページの「2 改定にあたっての視点」といたしましては、記載の4点に着目しております。

4ページの「5 計画期間等について」は、計画期間を令和5年度から10年度までの6年間とし、中間見直しについては行わず、必要に応じて修正等を行っていくこととしております。

6ページから10ページにかけては、本市の文化芸術の特色や課題について整理し、記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

11 ページの下段の「基本理念」につきましては、改定前同様に「多彩な文化の融合による新たな『ふじさわ文化』の創造」とし、12 ページから 15 ページにかけて「基本理念」を実現するために定めた 4 つの基本目標及び基本目標ごとの施策を記載しております。

16 ページ以降には施策ごとに取り組みの姿勢を定め、具体的な事業等を位置づけしておりますが、「基本目標 1」の施策 1 を例にご説明いたしますと、施策といたしましては、文化芸術の鑑賞機会の充実とし、取組の視点として「気軽に文化芸術にふれられる事業の実施」、「親子で楽しめる鑑賞事業の実施」、この 2 点を掲げさせていただき、それぞれの取組の視点の下に取り組む事業を整理して記載させていただくというような形で整理しております。以下、同様に 19 ページの基本目標 4 まで記載しております。以上が「藤沢市文化芸術振興計画 2028 (案)」の説明となります。なお、本計画につきましては、4 月 1 日からの施行を予定しております。以上で、議案第 45 号の説明を終わります。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 45 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員 文化芸術については藤沢市もいろいろあると思いますが、この計画の中で、市民会館が再整備されるということがあると思いますが、私を感じる藤沢市の文化芸術の拠点があちこちにあるなというところがありまして、それを市民会館なら市民会館にもう少し集めるとか、複合化するとか、そういう計画はありますか、そこをお尋ねしたいと思います。

井澤文化芸術課長 市民会館ですが、現在、生活文化拠点再整備事業という形で、事業を取り組ませていただいております。こちらにつきましては、基本的に複合化するという形で進めております。近隣で申しますと、小田急デパートの 6 階にあります市民ギャラリーとか、ちょっと遠くなりますが、辻堂のアートスペースとか、そういったところを複合化の対象としておりますので、集約をして、より発信力を強めた形で事業を展開できるようになってくると考えております。

種田委員 今もその 2 つが入る形ですか。

井澤文化芸術課長 そのほかに市民会館の隣に旧南市民図書館がありますけれども、今は供用しておりませんが、その図書館の複合化も考えられておりますし、ちょっと違うところでは青少年会館の機能ですとか、そういったところも複合化していくという形で想定しております。

種田委員 藤沢の文化の拠点になるよう願っております。

市村委員 質問でなく意見になりますが、こちらの案を読ませていただきました。藤沢市の中で文化芸術に携わられている方、団体が非常に多いなと私の周

りを見ても思っています。そういった方々に協力していただきながら、ぜひ藤沢市の子どもたちが何か芸術に触れられるような機会をたくさん増やしていただきたいなと思っています。また、団体に所属している方は比較的活動が活発だったりするけれども、個人で文化芸術の活動をされている方が、なかなか藤沢市の取組に参加できるような体制になっていないかなと感じる部分もありますので、そういった個人で活動されている方もぜひ市内で発表の場だったり、活躍の場がつかれるような形で進めていただきたいと思います。

飯盛委員

18 ページにある施策 2 の「歴史的建造物における事業の開催」というのは、これは例えばどういったことでしょうか。今、各地で歴史的建造物を生かしたいろいろな地域づくりの活動が行われておりまして、関東でもたくさん取組があります。今回はいろいろと注目されているわけですが、本市における歴史的建造物、例えばイノベーションしてカフェにしたり、宿泊ができる場所にしたりとか、いろいろなところでやっているけれども、ここはどういったことを想定されているのでしょうか。

菊地郷土歴史課長

歴史的建造物の活用でございますが、歴史的建造物には市の指定物件ですとか国の登録有形文化財というような形で、いろいろ性質が異なる建造物がございます。例えば市の指定の建造物でしたら、新林公園内にある小池邸のように、雛祭りの時期にはお雛様を飾ったり、5 月には鯉幟を出したりとか、そういった形での活用もさせていただいております。一方、国登録有形文化財につきましては、いろいろな形で活用ができるようにということで、少し緩くなっているところもありまして、外観を重視する一方で、先ほど委員がおっしゃっていた中でカフェをやったりとかという活用の仕方も考えられるものもございます。ただ、私どもの方ではその用途なども考えながら、例えば藤沢宿にある桔梗屋では、街並み景観課の方がその活用についてどうしていこうという形で、私どもと連携を図りながら取り組もうとしているところもございます。

井澤文化芸術課長

ただいま菊地課長の方からご説明ありましたが、それに加えてという話、文化の事業という形になりますけれども、例えば、今年度は予定の状況ですけれども、みらい創造財団という市の文化振興を行っている財団があるのですが、こちらの方で江の島の竜口寺を使った事業の展開等も考えております。そのほか、市民会館の近くですと、旧近藤邸ですとか、そういったところもございます。旧近藤邸については、先ほどご説明させていただきました生活文化拠点の再整備といったところで、事業の展開を今後考えているといったところになってきておりますので、ちょっと補足をさせていただきます。

石井委員 　　少し視点がずれてしまうかもしれないのですが、文化とか芸術ということに関しては、障がいがある方々が豊かな才能を持っておられたりする場合もありますし、そういった方々への配慮というか、そういった方々が参画できるようなものがこの中には取り入れられているのかなどいうのを伺いたいのと、あとはもしあったらいいなと私が思ったのは、認知症の方々が集えるようなカフェとか、そういったものがこういった施設の中に取り入れていただけるようなことがあれば、もっと地域共生社会というか、皆さんがいろいろな意味で楽しく過ごしていけるようなものにもつながっていくかなと思って申しました。

井澤文化芸術課長 　　誰もが参加できる取組というような形になるのかなと、話をお伺いして思っております。12 ページの基本目標 1 のリードの部分に、「誰もが様々な文化芸術に親しむことができる機会を充実させていきたい」ということで包括させていただいておりますが、その中には当然、障がいがある方ですとか、ご高齢の方ですとか、そういった方も含まれるというふうに考えております。それから認知症の方が集えるようなところについても、その中に包括されているのかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

市村委員 　　19 ページの「施策 2 文化施設機能の充実」の中で「オンライン配信機能の充実」として、「公民館等における w i - f i 環境等の整備」とありますが、現状は、どういった整備状況になっていて、この 6 年計画の中でどのように整備していく予定なのか、お伺いしてもよろしいですか。

井澤文化芸術課長 　　「オンライン配信機能の充実」ということで、「公民館等における w i - f i 環境等の整備」ということでは、私どもの所管している施設の方で申し上げますと、例えば市民会館、市民会館は再整備が予定されておりますけれども、北部の湘南台の市民文化センター、こちらも所管している施設でありまして、そちらの方は防災用の w i - f i というのはあるのですが、その w i - f i はホールまでは届いているものではないので、ホールからの発信ですとか、そういうことができない状態になってしまっています。指定管理施設ということで、指定管理者が別におりますので、そちらの者と調整をしながら、なるべく早いタイミングで導入していきたいと考えておりますが、何分予算もあることですので、予算の範囲内ということになってまいりますので、順次整備をしていきたいと考えております。

岩本教育長 　　ほかにはいかがでしょうか。(なし)

ほかにはないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 45 号「藤沢市文化芸術振興計画 2028 の策定について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 46 号「社会教育関係事務のあり方について(諮問)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第 46 号「社会教育関係事務のあり方について(諮問)」をご説明いたします。(議案書 12 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、幅広く検討するため、社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、社会教育委員会議に諮問する必要があるものです。

それでは、諮問文を読み上げて説明に代えさせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

社会教育関係事務のあり方について(諮問)

このことについては、社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規程に基づき、諮問します。

1 諮問事項

社会教育関係事務のあり方について

2 諮問理由

2023 年 2 月 10 日に開催された総合教育会議において、市長から「社会教育関係事務のあり方」について、市長部局への条例移管を前提とした提案がありました。

社会教育のあり方については、平成 30 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」においても、「今後の地域における社会教育のあり方」「今後の社会教育施設のあり方」が示され、本市といたしましても、多様化し複雑化する課題と社会の変化に対応した社会教育を基盤とした具体的な方策を進めていく必要があると考えております。

このような現状と課題を踏まえ、市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について、社会教育施設のあり方について、幅広くご検討をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第 46 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 46 号「社会教育関係事務のあり方について（諮問）」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 47 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

宇野学務保健課長 議案第 47 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について」を説明いたします。(議案書 15 ページ参照)

藤沢市学校事故措置委員会については、「藤沢市学校事故措置条例」第 5 条第 2 項に基づいて設置されており、児童生徒の安全施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合、見舞金の認定等について審議しております。

現在の学校事故措置委員会委員は 14 名で組織されており、現在の学校事故措置委員会委員の任期が、本年 3 月 31 日をもって満了になることに伴い、広報ふじさわを通じ、市民へ委員の公募を行うとともに、関係団体へ委員の推薦を依頼しておりました。その結果、一覧のとおり、公募委員の選出及び推薦をいただきましたので、新たな委員 8 名の委嘱について提案するものです。

任期については、藤沢市学校事故措置委員会規則第 4 条第 1 項のとおり、2 年となり、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日までとします。なお、残りの 6 名の委員に関しましては、関係団体、学校関係、医師会から推薦者の確定に時間を要しているとの連絡をいただいておりますので、関係団体からの推薦をいただき次第、速やかに本会にお諮りいたします。議案については、議案書の 15、16 ページのとおりでございます。以上で、説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 47 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員 保護者の方は皆さん同じ団体から出ていらっしゃるようですが、藤沢にはほかに保護者の会はないのでしょうか。

伊藤教育部参事 「藤沢の子どもたちのためにつながる会」というのは、藤沢はオリジナルなんですけれども、もとは P T A の連合会というのがございました。藤沢の場合にはこれが何年か前に解散になりまして、とはいえせっかくできたネットワークですので、これをもう少し緩くしながら、藤沢の子どもを見守ろうということで、基本的には各学校の P T A の連合体になるのですが、それ以外にもいろいろな団体の方だったり、有志の方が入って、緩く

つながって藤沢の子どもを見守ろうといった団体です。会の名前からすると、1つの特定の団体というふうに見えてしまうかもしれませんが、実は藤沢の子どもに関わるすべての保護者の方が、その関わり方の深い、浅いがございますけれども、一緒につながる会ということですので、実際にここに出ている委員さんも特定の団体から出てきているというよりは、さまざまのところから出ていらっしゃる方ということになっております。

種田委員 1つの団体から出てきているような感じに受けてしまったので、質問いたしました。

岩本教育長 ほかにいかがですか。

ほかにないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第47号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第48号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第48号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書17ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、大学等が授業料等を減免を決定するまでに時間を要することから、奨学金の給付時期に関する規定を改めるほか、奨学金給付申請書における整備を行うため、所要の改正をする必要によるものです。

1 改正する規則につきましては、議案書の18ページに記載のとおりでございます。

改正する内容につきましてご説明いたしますので、議案書28ページの「新旧対照表」をご覧ください。現在、表の右側、第3条第3項の下線部分の規定により、授業料等の減免の見込みがある場合、学費奨学資金については、授業料等の減免の決定があったことを知った月の翌月、又は翌々月に給付する規定となっております。大学等が授業料等の減免を決定する時期につきましては、概ね夏から秋ごろにかけてであることから、これまで下線部の規定により、学費奨学資金の給付を4月に行うことができない状況にありました。このため、下線部のただし書を削除し、表の左側第3条第4項から第6項までを新たに規定し、授業料等の減免の見込みがある場合の学費奨学資金についても4月に給付が行えるよう規定を整理した

ものです。

続きまして、議案書 31 ページ以降の様式の改正につきましては、よりわかりやすい書式へ修正するため文言の追加等を行うものです。

それでは、議案書 17 ページにお戻りいただき、2 施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からとするものです。以上で、議案第 48 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、議案第 48 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 48 号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 49 号「藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」、議案第 50 号「藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」、議案第 51 号「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について」を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 それでは、議案第 49 号から議案第 51 号を一括してご説明いたします。
(議案書 40～48 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の規則等について所要の改正をする必要によるものです。議案第 49 号につきましては、法律による個人情報に関する規定が、地方公共団体に直接適用されることに伴い、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」が廃止されたため、藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則も廃止するもので、議案第 50 号の「藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則」及び「議案第 51 号の藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程」につきましては、それぞれ文言の整理を行うものです。以上で、議案第 49 号から第 51 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 49 号から第 51 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員 「個人情報の保護に関する法律」が変わったということですが、その法律がどう変わったのか教えていただけますか。

田中教育総務課課長補佐 「個人情報の保護に関する法律」につきましては、令和3年度の法改正で令和3年5月19日に公布されて、令和5年4月1日に施行されるものです。その中で大きな改正のポイントは、今回の規則・規定に及ぶポイントというのが、この法律が地方公共団体に直接適用される。今までは各地方公共団体が条例を制定して、個人情報の保護について規定をしていました。そのため自治体によっては条例の制定がなかったり、一部の規定がなかったりと、全国的な統一がされていない状態でした。それが今回の法律の改正によって全国的な共通ルールとして設定されて、法律の運用が各自治体に求められるようになっているものです。

種田委員 その中身はどういったものですか。

田中教育総務課課長補佐 個人情報保護という法律自体は変わっていないのですが、条例を各自治体が制定して、それに基づいてルールを守っていくというのではなくて、条例を制定しなくても法律が各自治体に適用されるようになったということです。

種田委員 市が制定しなくても、国の個人情報保護法が適用されるということなんですね。

田中教育総務課課長補佐 そのとおりです。

市村委員 法律による個人情報に関する規定が直接適用されるから藤沢市で定めていた規則を廃止するということですが、藤沢市の方で定めていた規則にできなかった内容というのは特にないのでしょうか。つまり廃止して直接適用されることによって何か変更が起こる部分というのはありますか。

田中教育総務課課長補佐 法律に基づいて藤沢市での具体的な運用について定めるものにつきましては、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」というのを新たに定めて制定することになっております。

市村委員 直接法律が適用されるけれども、藤沢市としては別に何か定めているということですか。

田中教育総務課課長補佐 おっしゃるとおり、法律が直接適用されることになるのですが、それぞれ細かい運用ですとか、そういうことにつきましては、今、申し上げた条例を制定して運用していくこととなります。

岩本教育長 ほかにありますか。

ほかにないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第49号から第51号は原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第52号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例

に関する規程の一部改正について」、議案第 53 号「藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について」、議案第 54 号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 それでは、議案第 52 号から議案第 54 号を一括してご説明いたします。
(議案書 49～60 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、地方公務員法の一部改正に伴い、教育委員会の規程について所要の改正をする必要によるものです。改正点につきましては、それぞれ議案の新旧対照表のとおり、地方公務員法の任用条文の変更、現行の任用制度の変更に伴う名称の変更でございます。以上で、議案第 52 号から第 54 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 52 号から第 54 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは議案第 52 号から第 54 号は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。次回の会議は 4 月 20 日(木) 午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

繰り返しますと、次回の定例会は 4 月 20 日(木) 午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室において開催予定といたします。

岩本教育長 以上で、本日の公開での審議の日程はすべて終了いたしました。

午後 6 時 32 分